

長寿医療制度の改善のお知らせ

(後期高齢者医療制度)

新潟県後期高齢者医療広域連合

所得の低い方の保険料を引き下げます

対象となる方には、8月中旬に減額後の保険料をお知らせいたします。
改めて手続きをしていただく必要はありません。



平成20年度実施分

1. 均等割額の軽減(拡大)

【対象となる方】

均等割額が7割軽減されている世帯の方
同一世帯の加入者及び世帯主(加入者でない方も含む)の合計所得金額が33万円以下の方

【軽減内容】

均等割額を10,590円から5,100円に軽減します。

2. 所得割額の軽減(新設)

【対象となる方】

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方
総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いて58万円(年金収入のみの場合は収入年額211万円)以下の方

【軽減内容】

所得割額を一律5割軽減します。

7月中旬に送付した「平成20年度分の保険料額決定通知書」をご覧ください。

決定年月日	平成20年 7月 1日										
決定理由	保険料額を決定しました										
年間保険料額	平成20年度分の後期高齢者医療保険料額 円										
保険料算定の基礎											
①賦課のもととなる所得金額	円	②所得割率	%	③所得割額 ①×②	円	④均等割額	円	⑤算出額 ③+④	円		
⑥限度超過額	円	⑦軽減額	円	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	円	月数	円	⑨月割減額	円	⑩保険料額※ ⑧+⑨-⑩-⑪	円

※100円未満切捨

1. 均等割額の軽減(拡大)の対象者
「軽減額」が24,710円の方。

2. 所得割額の軽減(新設)の対象者
「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方。

保険料の計算方法

保険料は、平成19年中の総所得金額をもとに、個人単位で計算され、「均等割額」と「所得割額」の合計となります。
『均等割額』…加入者一人あたり35,300円を等しく負担します。『所得割額』…加入者の所得に応じて決まります。

保険料
(年額)

=

均等割額

1人当たり
35,300円

+

所得割額

(前年中の総所得金額 - 基礎控除額33万円)
×所得割率《7.15%》

平成21年度の保険料軽減内容については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

◎保険料は手続きにより、口座振替も可能になります

年金から保険料を納付している方のうち下記のいずれかの要件を満たす方は、お申し出により年金からの納付を口座振替に変更することができます。

- ①国民健康保険の保険料(税)を確実に納付していた方(本人)が、口座振替により納付する場合。
- ②世帯主又は配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)で、その口座振替により納付する場合。

口座振替に変更する手続きは、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

**納めた保険料は、所得税及び住民税の申告の際に
社会保険料控除の対象となります!**

○年金からの納付を口座振替に変更した場合
……………口座名義人の社会保険料控除となります。

◎保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

「災害」や「所得が著しく減少した場合」など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。お住まいの市町村窓口にご相談ください。



お問い合わせ

**新潟県後期高齢者医療広域連合 または
お住まいの市役所・町村役場「後期高齢者医療保険料担当窓口」まで**

新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階
業務課/TEL 025-285-3222 総務課/TEL 025-285-3221
新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>